

特定疾病に係る高額療養費の支給誤りについて

特定疾病に係る高額療養費の支給特例について、支給誤りが判明しましたのでお知らせします。

対象となる被保険者様及びご親族の皆様には大変な御迷惑をお掛けし深くお詫び申し上げます。今後は、高額療養費のほか各支給業務における支給要件を再点検し、再発防止を徹底してまいります。

1. 事案の概要

高額療養費の担当者が高額療養費の支給要件の確認を行っていたところ、特定疾病に係る高額療養費の支給特例について、その高額療養費算定基準額を「同一の月にそれぞれ1つの医療機関ごとに1万円」とするところ、「同一の月に複数の医療機関を合算して1万円」と誤認して支給していることを発見したものです。

誤支給例) A病院 被保険者負担額10,000円
B病院 被保険者負担額 5,000円

$(10,000円 + 5,000円) - 10,000円 = 5,000円$ を高額療養費として支給。

※特定疾病に係る高額療養費の支給特例

長期間にわたって継続しなければならず、著しく高額な医療費が必要となる疾病については、自己負担限度額を通常の場合より引き下げ、医療費負担の軽減を図る制度。特例の対象となる特定疾病については、法令上指定されています。

- ・ 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・ 人工透析を実施している慢性腎不全
- ・ 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

広域連合が発行した「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示することで、自己負担限度額は1つの医療機関につき月額1万円となります。

2. 事案の対象期間、人数及び金額

対象期間：平成28年1月～令和5年10月

※診療年月は平成27年10月～令和5年7月診療分

対象人数：1,416人

支給金額：24,880,331円

3. 事案の原因

平成27年度に当時の担当者が特定疾病に係る高額療養費の支給特例について誤認し、平成27年10月診療分以降を対象に平成28年1月から支給を開始しました。以降、担当者の交代もありましたが、支給要件の再確認を行わず誤支給が継続しました。

4. 今後の対応と再発防止について

対象となる被保険者の方にご迷惑をおかけしたことをお詫びし、返還をお願いしていきます。今後は、高額療養費のほか各支給業務における支給要件の再点検と担当者交代時における再確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。